

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、社会福祉法人A協会に雇用され、B所在の同協会が運営する養護老人ホームC（以下「事業場」という。）に配属され、施設員として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月、事業場施設長から解雇を命じられ、裁判所の調停により解雇が取り消され、同年〇月に復職したものの、同年〇月に精神障害を発病したとして休業した。請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、これらを支給しない旨の処分を行い、審査請求、再審査請求は、いずれも棄却されている。

その後、請求人は平成〇年〇月より再び復職していたところ、平成〇年〇月に事業場施設長からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたことなどにより、精神障害を発病したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「非器質性不眠症」と診断されている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神

障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人を診察した医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成〇年〇月下旬に「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等から見て、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、「パワハラ等は、精神障害の発病の6か月よりも前から始まっており、それが始まった時点から評価すべき」旨主張しているが、決定書理由に説示のとおり、請求人が発病の6か月よりも前から繰り返しパワハラ等を受けていたと認めるに足る証拠はないことから、請求人の主張は認められず、当審査会は、認定基準に基づき、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は、決定書理由に説示のとおり認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外について」

(ア) 請求人は、E施設長から、平成〇年〇月〇日に「人格的にその事務に適正がない。」と言われたことについて「業務による心理的負荷が認められる出来事」として主張している。

当審査会は、当該出来事について、関係者の申述等に基づき判断すると、決定書理由に説示のとおり、当該出来事は、請求人の問いかけに対し、その理由を答えた一連の会話の中の出来事であり、その場にいた関係者は一様に「日常的なことで記憶していない」などと述べていることから、認定基準別表1「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に相当する出来事とは認められない。そこで、同出来事については、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはまるものとして検討すると、仮に請求人の主張を認めたとしても、同発言がなされた経緯及び様態からみて、客観的にトラブルとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人が主張するその他の出来事について、当審査会は、関係者の申述等について、改めて精査するも、決定書理由に説示のとおり、いずれも「業務による心理的負荷が認められる出来事」として評価することはできない。

ウ したがって、当審査会は、決定書理由に説示のとおり、評価期間において

業務による心理的負荷が認められる出来事は、総合評価が「弱」である出来事が1つであることから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人は、本件疾病を「新たに発病したとは考えていない。増悪したものである。」旨の主張をしているが、平成〇年〇月上旬頃に発病した「適応障害」については、専門部会の医学的見解に基づき、すでに平成〇年〇月の時点で寛解しているものと判断することが相当であり、また、仮に既応疾病が増悪したものと判断したとしても、決定書理由に説示のとおり、本件発病前おおむね6か月の期間には認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないことから、精神障害が業務上の事由により増悪したとする旨の請求人の主張は認められないこととなる。

(5) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け請求人作成の証拠説明書を提出したことから、その主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。